

改正

昭和59年9月20日規則第16号
昭和60年3月30日規則第2号
平成元年3月30日規則第1号
平成2年4月23日規則第14号
平成2年6月22日規則第18号
平成11年3月23日規則第7号
平成11年3月25日規則第11号
平成12年3月31日規則第16号
平成14年4月1日規則第13号
平成15年3月31日規則第8号
平成16年1月27日規則第1号
平成16年7月1日規則第20号
平成18年6月30日規則第19号
平成18年9月29日規則第29号
平成29年12月27日規則第27号

泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年泉南市条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第1項の規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(判定機関)

第3条 条例第2条第1項第2号の判定機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく児童相談所
 - (2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に基づく知的障害者更生相談所
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神保健指定医
- （所得の額）

第 4 条 条例第 2 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める所得の額は、対象者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がないときは 462 万 1 千円とし、扶養親族等があるときは 462 万 1 千円に当該扶養親族等 1 人につき 38 万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者のうち 70 歳以上の者又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者のうち 70 歳以上の者又は老人扶養親族 1 人につき 48 万円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは当該特定扶養親族等 1 人につき 63 万円とする。）を加算した額とする。

（所得の範囲）

第 5 条 条例第 2 条の 2 第 3 項に規定する規則で定める所得の範囲は、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 6 条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第 36 条の 3 第 1 項」とあるのは、「条例第 2 条の 2 第 1 項」と読み替える。

（所得の額の計算方法）

第 6 条 条例第 2 条の 2 第 3 項に規定する規則で定める所得の額の計算方法は、国民年金法施行令第 6 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「法第 36 条の 3 第 1 項」とあるのは、「条例第 2 条の 2 第 1 項」と読み替える。

（所得の額の計算方法の特例）

第 7 条 条例第 2 条の 2 第 4 項に規定する規則で定める所得の額の計算方法の特例は、その所得の生じた年の翌年の 1 月 1 日以後に災害により生じた地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額の合計額が同号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イ、ロ又はハに定める額（同号イ中「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは、「前条の規定によって計算したその所得の額」と読み替えるものとする。以下同じ。第 1 号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、そのを超えるに至った日後に受けた医療に係る医療費については、同年の 1 月 1 日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第 1 項第 1 号に規定する損失の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

- (1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき雑損控除額（その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する控除を受けた者の雑損控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当

該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうち災害により生じた損失の金額があるとき、その金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額

2 その所得の生じた年の翌年の 1 月 1 日以後に支払った条例第 2 条に規定する者に係る地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する医療費の金額の合計額が前条の規定によって計算したその所得の額の 100 分の 5 に相当する額と 10 万円とのいずれか低い額（第 1 号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、その超えるに至った日以後にその者が受けた医療に係る医療費については、同年の 1 月 1 日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る同条第 1 項第 2 号に規定する医療費の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）と 200 万円（第 1 号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、200 万円からその額を控除した額）とのいずれか低い額を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき医療費控除額（その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する控除を受けた者の医療費控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうち当該条例第 2 条に規定する者に係る医療費の金額があるとき、その金額の合計額

(2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合、前条の規定によって計算したその所得の額の 100 分の 5 に相当する額と 10 万円とのうちいずれか低い額

（一部自己負担額）

第 8 条 条例第 3 条に規定する規則で定める一部自己負担額は、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）ごとに、1 日につき 500 円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第 3 条に規定する被保険者等が負担すべきこととされている額を超えることができない。

2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関において歯科診療又は歯科診療以外の診療を受けた場合における前項の規定の適用については、当該歯科診療又は歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。

3 同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第 1 項の規定の適用については、当該入院又は入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。

（助成の方法の特例）

第 9 条 条例第 7 条ただし書の特別の理由は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する

る法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定により対象者（条例第 2 条第 1 項に規定する対象者をいう。以下同じ。）に係る療養費、家族療養費又は特別療養費が現に支給されたとき（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要なと認めるとき。

2 条例第 7 条ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする者は、医療費助成申請書（様式第 1 号）により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請書には、当該医療について条例第 3 条第 1 項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、次条第 2 項の規定による医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が泉南市国民健康保険条例（昭和 34 年泉南市条例第 1 号）に規定する被保険者である者はこの限りではない。

（医療証の申請）

第 10 条 条例第 5 条の規定による申請は、重度障害者医療証交付（更新）申請書（様式第 2 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証

(2) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく特定疾病療養費制度を受けている者は、特定疾病療養受療証

(3) 国の公費負担医療制度を受けている者は、当該公費負担医療制度に係る受給者証

(4) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その資格を審査し、重度障害者医療証（様式第 3 号。以下「医療証」という。）を交付する。

3 医療証の有効期限は、毎年 10 月 31 日とする。

4 受給者は、医療証の有効期間が満了したときは、速やかにその医療証を市長に返還しなければならない。

（医療証の更新申請）

第 11 条 医療証の有効期限の到来する者は、重度障害者医療証交付（更新）申請書に前条第 1 項に掲げる書類を添え、これを市長に提出してその医療証の更新を申請することができる。

2 前項の申請があったときは、条例第 4 条第 2 項の規定を準用する。

（医療証の再交付申請）

第 12 条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、医療証再交付申請書（様式第 4 号）により市長に再交付を申請することができる。

2 受給者は、医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、同項の申請書にその医療証を添えなければならない。

3 第 1 項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかにその医療証を市長に返還しなければならない。

(届出)

第13条 条例第10条第1項に規定する規則で定める住所、氏名その他の事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名を変更したとき。
- (2) 市の区域において、その居住地を変更したとき、又は市の区域内に居住地を有しなくなったとき。
- (3) 受給者の疾病又は負傷について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合に変更が生じたとき、又は当該保険者若しくは共済組合の名称若しくはその事務所の所在地に変更が生じたとき。
- (4) 社会保険各法の規定による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者に変更が生じたとき、又は受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名若しくは被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号に変更が生じたとき。
- (5) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員に変更が生じたとき、又は被保険者証の記号番号に変更が生じたとき。
- (6) 社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者となるに至ったとき。
- (7) 条例第2条第1項第1号に該当する対象者の障害程度に変更が生じたとき。
- (8) 条例第2条第1項第2号又は第5号に該当する対象者の知的障害の程度に変更が生じたとき。
- (9) 条例第2条第1項第3号又は第4号に該当する対象者の障害の程度に変更が生じたとき。
- (10) 条例第2条に規定する対象者の資格要件が消滅するに至ったとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第10条第1項及び第2項の届出は、受給資格変更(喪失)届(様式第5号)に医療証を添えてしなければならない。ただし、医療証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって医療証に代えることができる。

(損害賠償を受け得る場合の届出)

第14条 対象者は、自己の疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けることができる場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。

(一部自己負担額に係る助成)

第15条 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が3,000円を超える場合は、当該合算した額から3,000円を控除した額を助成する。

2 前項の規定による助成を受けようとする対象者は、一部自己負担額助成申請書(様式第6号)に一部自己負担額の支払を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたとき

はこの限りではない。

(添付書類の省略)

第 16 条 市長は、この規則の規定による申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 市長は、災害その他特別な事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定による申請書又は届出に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年 9 月20日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年 3 月30日規則第 2 号)

この規則は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 3 月30日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 年 4 月23日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 年 6 月22日規則第18号)

この規則は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成11年 3 月23日規則第 7 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際この規則による改正前の泉南市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により提出されている身体障害者及び精神薄弱者医療証交付（更新）申請書は、この規則による改正後の泉南市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により提出された身体障害者及び精神薄弱者医療証交付（更新）申請書とみなす。

附 則 (平成11年 3 月25日規則第11号)

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月31日規則第16号）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 4 月 1 日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年 3 月31日規則第 8 号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 1 月27日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、平成15年以後の所得の額を算定する場合について適用し、平成14年の所得の額を算定する場合については、なお従前の例による。

附 則（平成16年 7 月 1 日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年11月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、前項の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定による申請書及び届書は、新規則の規定による申請書及び届書とみなす。

附 則（平成18年 6 月30日規則第19号）

この規則は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 9 月29日規則第29号）

この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 27 日規則第 27 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の施行の日前に準備行為として行ったこの規則による改正後の規定による申請その他この規則による改正後の泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)を施行するために必要な準備行為は、新規則の相当規定によって行ったものとみなす。